

○議事日程（令和３年12月17日最終日）

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 諸般の報告
- 日程第３ 議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第４ 議案第68号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第５ 議案第69号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第６ 議案第70号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第７ 議案第71号 養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第８ 議案第72号 養老町観光施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第９ 議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定について
- 日程第10 議案第74号 令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第11 議案第75号 令和３年度養老町一般会計補正予算（第７号）
- 日程第12 議案第76号 令和３年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第13 議案第77号 令和３年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第２号）
- 日程第14 議案第78号 令和３年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
- 日程第15 議案第79号 令和３年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真 由 美
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	若 山 実 穂	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善 太 郎
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	大 倉 巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	中 島 和 哉	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いいたします。

後段のほうの御唱和をよろしくをお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和3年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、大橋孝町長から発言の申出がありましたので、許可します。

町長 大橋孝君。

○町長(大橋 孝君) 改めまして、おはようございます。

議会最終日ということでございますけれども、一言御報告を申し上げさせていただきたいと思います。

子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。この給付金につきましては、国及び県内他市町の動向等も踏まえ、また住民の方々の御意見も十分考慮し、政策の転換をさせていただきます。現金一括10万円を年内に支給を開始させていただきます。今月の27日から口座振替を開始する予定とさせていただきますので、御理解よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第3、議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正

する条例についてから日程第9、議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についてまでの7議案を一括議題として上程いたします。

この7議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） 総務民生委員会からの報告をします。

去る12月7日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会しました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 証明書自動交付機を撤去する理由とこれまでの年間経費はの問いに対して、今回証明書自動交付機のリース契約が切れることや、今年度8月からマイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスを始めたことから、証明書自動交付機を撤去することとした。なお、住民サービスを維持するため、マルチコピー機の導入を検討している。また、証明書自動交付機については、5年間の長期継続契約として、年間経費がリース料550万円、保守・消耗品費350万円、計900万円程度であったとの回答でした。

2. マルチコピー機の使用方法是の問いに対して、コンビニのマルチコピー機と同じである。なお、操作方法が分からない方には職員が補助したいとの回答でした。なお、マルチコピー機の使用方法をしっかり周知してほしいという要望がありました。

3. 証明書自動交付機と比較して、マルチコピー機の機能の違いについてはの問いに対して、証明書自動交付機の証明機能はマルチコピー機でも維持している。なお、マルチコピー機は、マイナンバーカードがないと使用できないとの回答でした。

4. マルチコピー機の稼働時間はの問いに対して、証明書自動交付機と同様、平日8時30分から19時、土・日は9時から17時までで考えているとの回答でした。

次に、議案第68号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第69号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに関しまして、国保は出産育児一時金が4,000円上がるが、社会保険の状況はの問いに対して、国保だけでなく、社会保険でも同様と聞いている。なお、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合、これに1万6,000円を加算し、計42万円を支給していたが、改正後は加算額が1万2,000円に変更されるため、最終的な支給総額はこれまでと同額42万円となるとの回答でした。

次に、議案第70号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 早崎百合子君。

○産業建設委員長（早崎百合子君） 産業建設委員会の報告をさせていただきます。

去る12月7日、各委員及び執行部出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正2件、町道路線の廃止・変更・認定1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず議案第71号 養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第72号 養老町観光施設設置条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 養老キャンプセンターの取壊し予定はの問いに対して、県ではキャンプセンターとパークゴルフ場を併せてリニューアルする予定であるため、町では解体は現時点では考えていないとの回答でした。

2. 県との協議に当たり、町の考えはの問いに対して、これまでキャンプセンターの存続も含めて県に相談していたところで、今後は県で管理してもらえないかということでお願いをしているとの回答でした。

3. 観光施設である孝子館、ふるさと会館、野外ステージで使用料が異なる理由と金額の根拠はの問いに対して、使用料の差は、利用者の想定の違いによるものであり、孝子館は地元の養老公園区が利用するため無料、ふるさと会館は観光ボランティアなどが利用するため無料、野外ステージは一般開放しているため330円とした。なお、330円の

根拠については、町の公共施設のその他施設利用料や周辺の駐車料金に合わせたものの回答でした。

４．野外ステージの利用状況と今後の申請方法はの問いに対し、音楽関係者の利用は大変多い状況である。申請方法については、紙の申込書を書いてもらい、納付書を発行するとの回答でした。なお、今後は、野外ステージを拠点とした養老公園の一つの目玉ともなり得る施設であるため、インターネットでの申込みを検討してもらえよう要望しました。

次に、議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についてに関しましては、１．釜段２号線が変更に至った経緯はの問いに対して、地元の土地改良区の方からの相談により、養老町と海津市との境界にあるため調査したところ、本町の未認定道路であることが判明したとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正２件及び町道路線の廃止・変更・認定１件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず日程第３、議案第67号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第68号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第69号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第70号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第71号 養老町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改

正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第72号 養老町観光施設設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第73号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第10、議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第15、議案第79号 令和3年度養老町介

護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題として上程いたします。

ここで、近藤健康福祉課長から、予算特別委員会における発言の訂正の申出がありましたので許可します。

近藤健康福祉課長。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 予算特別委員会の審議事項の議案第75号、一般会計補正予算（第7号）に関しまして、款3民生費で、老人福祉センターの改修の具体的内容についての質疑において、女子トイレ2、男子トイレ3を洋式に変更すると回答いたしました。正しくは女子トイレ3、男子トイレ1でしたので、ここで訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（北倉義博君） それでは、この6議案は予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 予算特別委員会報告。

去る12月7日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託されました令和3年度特別会計の繰入れの変更1件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算5件、計6件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
関しましては、特に質疑はありませんでした。

議案第75号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第7号）に関しましては、款3民生費について、1. 障害者自立支援給付事業の給付費の動向はの問いに対しては、主に在宅の身体介護や通院時の介護が増えてきている。共同生活支援事業や就労継続支援A型・B型事業所に通う人への給付費が増加している。また、相談支援事業に関しても増加しているとの回答でありました。

2. 老人福祉センターのトイレ改修の具体的内容はの問いに対しては、先ほど近藤健康福祉課長より発言の訂正がありましたように、男子トイレ1器、女子トイレ3器の計4器を洋式トイレに変更し、それに付随してタイルなどの破損している部分についても改修するものということでありました。

3. 子ども・子育て支援事業で対象となる園はの問いに対しては、対象は池辺こども園であり、保育補助者雇上強化事業補助金を交付するものであるとの回答でありました。

4. 児童館運営費の働き方が変わるという具体的内容はの問いに対しては、今まで週休対応であった職員が会計年度職員のパートタイムに勤務形態が変更になったためとの回答でありました。

次に、款10教育費について、5. 小学校給食施設整備事業の財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する考えはの問いに対しては、国の学校施設環境改善交付金を活用するものであり、残りは一般財源から支出する予定であるが、地方創生臨時交付金の追加募集に充てられるのであれば申請をしていきたいとの回答でありました。

6. 高田中学校のグラウンド整備の内容はの問いに対しては、グラウンド全面で砂じんの発生が激しく、状態がかなり劣化しているため、砂、土、にがりも入れて整備するもの。なお、安全上の観点から、まずは土のグラウンドの整備を実施させていただくものであり、タータンや芝生については今回の整備には入れることができないとの回答でありました。

以上のとおり、質疑がありました。

次に、議案第76号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）、議案第78号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第79号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました令和3年度特別会計の繰入れの変更1件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算5件、計6件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第10、議案第74号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第75号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第76号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第77号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第78号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北倉義博君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(北倉義博君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第79号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北倉義博君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(北倉義博君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(北倉義博君) これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(北倉義博君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長(北倉義博君) お諮りします。

この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これを持ちまして、令和3年第4回養老町議会定例会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時10分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年12月17日

議 長 北 倉 義 博

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子